

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年5月7日（水）

契約担当者

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘

### 1 入札内容

#### (1) 件名

総合的画像情報伝送システムの中継所に設置されているレドーム取換作業

#### (2) 契約内容等

仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）

#### (4) 作業場所

仕様書のとおり

#### (5) 入札方法

前記(1)の業務について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 大本

電話(078)341-7441 内線2273 FAX(078)341-5169

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年5月7日（水）から同月13日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9

時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年5月22日（木）午前10時00分 兵庫県警察本部総務部会計課

(4) 入札の参加申込及び入札書の提出期限

本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、その方法は以下による。

ア 申込の申請は、令和7年5月7日（水）午前9時から同月13日（火）午後4時まで（県の休日を除く。）に電子入札共同運営システムにより行うこと。

イ 電子入札は、令和7年5月20日（火）午後5時から同月22日（木）午前10時までにを行うこと。

ウ 開札日時及び場所は前記(3)に同じ。

4 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書（様式は任意。）で質問すること。

ア 受付期間

令和7年5月7日（水）から同月13日（火）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札共同運営システムによる場合は、令和7年5月7日（水）から同月13日（火）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和7年5月13日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3の(1)に同じ

ウ 提出書類

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 質問の回答

令和7年5月14日（水）から同月20日（火）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)のウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の10以上の額（当該金額に1円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和7年5月29日（木））までであること。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札参加資格審査窓口

兵庫県出納局物品管理課 電話(078)341-7711 内線4935

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

# 入 札 説 明 書

総合的画像情報伝送システムの中継所に設置されているレドーム取換作業に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
総合的画像情報伝送システムの中継所に設置されているレドーム取換作業
- (2) 契約内容  
別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和7年9月30日(火)
- (4) 作業場所  
仕様書のとおり
- (5) 入札方法  
総価による入札を行う

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者であること。  
ただし、名簿に登録されていない者であつて、既に兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札共同運営システム」という。)に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和7年5月13日(火)午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、下記窓口に申請し、入札参加資格の随時審査を受けること。

### 【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課(電話番号:078-341-7711(内線4935))

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(別紙様式第2号。以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 入札参加の申込み

- (1) 参加申込  
電子入札共同運営システムにより行うこと。
- (2) 参加申込の期間

令和7年5月7日（水）から同月13日（火）の午前9時から午後8時まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。また、令和7年5月13日（火）は午後4時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年5月14日（水）から同月20日（火）午後5時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書（様式は任意。）で質問すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和7年5月7日（水）から同月13日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和7年5月7日（水）から同月13日（火）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和7年5月13日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県警察本部総務部会計課用度係（兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号）

電話番号(078)341-7441（内線2273）FAX(078)341-5169

ウ 提出書類

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 質問の回答

令和7年5月14日（水）から同月20日（火）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)のウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県警察本部総務部会計課用度係

令和7年5月7日（水）から同月13日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県警察本部総務部会計課

(2) 日時 令和7年5月22日（木）午前10時00分

## 8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和7年5月20日（火）午後5時から同月22日（木）午前10時までに入札を行うこと。

## 9 入札書の作成方法

- (1) 電子入札共同運営システムにより入札する。
- (2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を、令和7年5月21日（水）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年5月22日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和7年5月29日（木）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証券の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

## 11 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第 167 条の 10 第 1 項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。  
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をし、別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

### 13 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が令和 7 年 5 月 29 日（木）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、前記(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

### 14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

### 15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約期間開始日までに契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 前記(1)の期限内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

### 16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。  
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

### 17 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）を遵守し、暴力団排除に協力するため、誓約書を提出すること。なお、誓約書は所定の様式によること。ただし、契約金額が 200 万円以下の県契約を締結する場合はこの限りではない。
- (4) 県契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、誓約書を提出すること。なお、誓約書は所定の様式によること。ただし、契約金額が 200 万円以下の県契約を締結する場合はこの限りではない。

18 調達事務担当部局

〒650-8510 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号

兵庫県警察本部総務部会計課（電話番号：(078)341-7441 内線 2273 FAX：078-341-5169）

## 提出書類の注意事項

### 1 参加申請・質問等の提出について（令和7年5月13日（火）午後4時締切）

参加申請については、電子入札共同運営システムにより期日までに申請してください。

また、入札公告5の(2)のイ、入札説明書10の(1)のイにより入札保証金の免除を希望する場合は、別記様式「過去の契約実績に関する申出書」を参加申請時に添付してください。

仕様に関する質問がある場合には、「仕様等に関する質問書」により、期日までに兵庫県警察本部会計課担当まで提出してください。提出方法は、可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください。（FAX及び持参による提出を妨げるものではありません。）

質問の結果の回答は、**令和7年5月14日（水）から同月20日（火）**午後5時を予定しています。

### 2 入札書提出の際に必要な入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書をファイルの形で添付してください。入札内訳書には、単価（消費税及び地方消費税を含まない。）及び総価（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載してください。

入札内訳書の様式は自由です。必要に応じて添付している入札内訳書を使用してください。

### 3 入札額について

入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額としてください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

### 4 開札日時：令和7年5月22日（木）午前10時00分

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和7年5月20日（火）午後5時から令和7年5月22日（木）午前10時までの間に、電子入札システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。

なお、同システムは毎日午前9時から午後8時（土曜日及び日曜日を除く。）までの間に利用できます。

### 5 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、令和7年5月22日（木）午後2時00分を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

### 6 契約時について（落札業者のみ）

① 契約書 2通（兵庫県警察本部会計課で準備する契約書に記名・押印すること）

② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証券を提出して下さい。

また、財務規則に基づき契約保証金を免除する場合があります。

|                                               |
|-----------------------------------------------|
| ○ 入札に関する質問先：【契約事務担当者】 兵庫県警察本部総務部会計課用度係（担当：大本） |
| TEL：078-341-7441（内線2273） FAX：078-341-5169     |
| ○ システムに関する質問先：【兵庫県物品調達ヘルプデスク】                 |
| TEL：0120-554-538 平日（月曜～金曜日）の午前9時から午後5時        |

## 仕様書

### 1 適用範囲

この取換業務は、委託者（以下「甲」という）が保有する「総合的画像情報伝送システム」の取換業務に適用する。

取換内容は、後記「業務内容」に記載されるとおりとする。

ここに定めない事項にあっても業務遂行するにあたり必要な事項については、甲と委託を受けて業務を遂行する受託者（以下「乙」という）と協議の上実施するものとする。

### 2 業務の期間

契約締結日～令和7年9月30日

### 3 対象設備の設置場所

取換作業（機能検査を含む）を行う設備の設置場所は、以下のとおりとする。

#### (1) 中継所設備

兵庫県美方郡香美町

局舎C

#### (2) 本部設備

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部

### 4 業務内容

取換作業の内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 部品交換作業

南但馬警察署養父警察センターに保管されている『局舎C No. 1 自動追尾受信装置用ドーム型レドーム』（2mφFRPドーム）を局舎Cに運搬し、取換作業を実施すること。

#### (2) 自動追尾受信装置の機能検査

同ドーム型レドームに格納されるNo. 1 自動追尾受信装置の有する機能が正常に動作していることを確認すること。

機能検査の結果、機能異常が確認された場合は、故障箇所を特定し本業務とは別に修繕提案を行うこと。

#### (3) 総合機能検査

本部設備からの遠隔操作により、総合的な機能検査を実施すること。

### 5 業務履行場所

対象設備の設置場所での履行を基本とする。

### 6 技術基準

本業務には、下記技術基準を適用すること。

本業務を実施するにあたり適用する技術基準は、対象設備の取扱説明書、設計図及び仕様書とする。

## 7 協議事項等

本取換概要に記載された内容及び事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

## 8 提出書類

乙は業務遂行にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

また、これ以外にも甲から指示がある場合は、これに従うこと。

### (1) 業務締結後

作業工程表

### (2) 業務完了後

業務完了報告書（作業写真等含む）

## 9 交換された部品の処理

本業務の実施にあたり交換された部品等は、乙の責任にて適切に引取対応を行うこと。

また、その運搬費用は、乙が負担すること。

## 10 追加作業

次に示す作業は追加作業とし、別に契約するものとする。

### (1) 本作業の結果、追加作業として必要と認められる作業

### (2) 本作業の結果、劣化が明らかになった部品及び材料の交換作業

### (3) 予防保全を目的とした機器、部品の交換作業

### (4) その他甲の要求により、甲乙協議のうえ実施する作業

## 11 除外事項

次に掲げる作業については、本業務に含まないものとする。

但し、甲の要請を受けその作業が実施可能と判断される場合は、個別に協議のうえ作業計画及び見積書を提出のうえ、別途契約により実施すること。

### (1) 多重無線設備、ネットワーク設備に関わる作業

### (2) 本作業時の代替機の貸出

### (3) 本作業時に認められた不具合の取換作業

### (4) 本作業時に認められた劣化部品の取換作業

### (5) 予防保全を目的とした機器、部品の交換及びOS、ソフトのアップデート・ライセンス更新等の作業

### (6) 自然災害、環境被害等（地震/落雷/水害/鳥獣被害/落雪被害等）による被災機器の取換作業

### (7) 下記装置に関わる作業

本作業対象装置以外の装置

庁舎・局舎設備（電源設備/空調設備/火災報知器/分電盤/屋外屋内ケーブル各種/配信先設備）

(8) ヘリコプター機体に関わる作業

12 作業上の一般留意事項

作業上の一般留意事項については、以下のとおりとする。

- (1) 本業務の作業を実施する場合は、関係法令を遵守し実行すること。
- (2) 作業は効率的かつ正確に実行するものとし、建物・設備等に損害を与えないよう十分留意すること。
- (3) 本業務中に設備を破損させた場合は、乙の責任においてこれを修復すること。
- (4) 作業上危険を伴う場所では、事故防止及び安全装備等必要な措置を講じ、作業の安全管理を行うこと。
- (5) 作業中の事故及び第三者に損害を与えた場合は、乙において賠償すること。
- (6) 業務遂行上知り得たすべての情報については、本業務の目的以外の使用又は、第三者へ提供してはならない。
- (7) 業務上ヘリコプターを運航して試験を実施する必要がある場合、その運航費用は甲の負担とする。

(8) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、乙は甲に対し全ての責任を負うものとする。

## 仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 案件名 | 総合的画像情報伝送システムの中継所に設置されているレドーム取換作業 |
|-----|-----------------------------------|

[illegible]

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、期限内までに提出してください。

別記様式

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県警察本部長 様

過去の契約実績に関する申出書

所在地\_\_\_\_\_

商号又は名称\_\_\_\_\_

代表者職氏名\_\_\_\_\_

電話番号\_\_\_\_\_

E-mail\_\_\_\_\_

入札保証金を免除いただくため、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 84 条第 1 項第 3 号に規定する過去の契約実績について、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 入札保証金の免除を受ける契約の件名  
総合的画像情報伝送システムの中継所に設置されているレドーム取換作業
- 2 過去の契約実績

| 契約の相手方 | 契約の件名 | 契約日 | 契約金額（円） | 履行期間 |
|--------|-------|-----|---------|------|
|        |       |     |         |      |

（記載にあたっての注意事項）

- 国（公社、公団を含む）及び地方公共団体（公社等を含む）の入札案件に係る契約実績を記入すること。ただし、民間企業との契約実績は対象外とする。
- 対象となる契約実績は、購入契約実績、請負契約実績、賃貸借契約実績のいずれでも可。
- 賃貸借契約実績については、契約期間（履行期間）を通じた全額（月額×履行期間の月数）を契約金額として記入すること。
- 単価契約の場合は、単価（税込）×納入実績数量を契約金額欄に記載し、契約期間（履行期間）中の納入実績数量がわかる書類（納品書、納入一覧表等）を契約書に併せて提出すること。
- 契約実績は、過去 2 年以内の案件（1 件）を記載すること。
- 記入した契約実績に係る契約書等の写しを提出すること。
- 契約金額は入札希望金額の 70%以上であること。  
入札希望金額の 70%未満であった場合は、入札書は無効となります。
- 本申請書の提出期限は、入札参加申込書の締切日とします。それ以降に提出した場合、財務規則第 84 条第 1 項第 3 号に規定する入札保証金の免除を受けることはできません。

## 契 約 書 (案)

兵庫県警察本部（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次のとおり総合的画像情報伝送システムの中継所に設置されているレドーム取換作業に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次の業務（以下「作業」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1） 作業の名称

総合的画像情報伝送システムの中継所に設置されているレドーム取換作業

（2） 作業の内容

仕様書のとおり

（3） 作業場所

仕様書のとおり

（処理方法）

第2条 乙は、この契約及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、作業を履行するものとする。

（作業期間）

第3条 この契約の期間は、契約締結日から令和7年9月30日までとする。

（作業料）

第4条 作業料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

（契約保証金）

第5条 ① 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金 円を納付する。

② 甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第●号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（秘密の保持）

第6条 乙は、作業の処理に関して知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。当該秘密を公表する必要があるときには、甲の文書による許諾を得なければならない。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第8条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

- 5 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 7 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（作業内容の変更）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、作業の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、作業料又は作業期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定める。

（損害の負担）

第10条 作業の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（著作権等の取扱い）

第11条 乙は、作業の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に無償で譲渡する。

（生成AIの利用に関する保証）

第12条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

（生成AIへの入力及び出力結果）

第13条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

（調査等）

第14条 甲は、乙の作業の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は作業の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

- 2 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

（検査及び引渡し）

第15条 乙は、作業が完了したときは、作業報告書等（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に、作業の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合における再検査については、前2項の規定を準用する。

（作業料の支払）

第16条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、甲に対し、作業料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の支払の請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に作業料を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第17条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」

という。)があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて作業料の減額を請求することができる。この場合において、作業料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する作業料の減額請求(以下「作業料減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。))が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 5 甲が契約終了日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、作業料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第18条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、作業料につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で作業料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の作業料について計算した額とする。

(解除等)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第19条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第19条の3 甲は、第19条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、作業料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 5 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既済部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 6 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとす

る。

(暴力団等の排除)

第 20 条 甲は、第 22 条第 1 号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第 8 条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第 21 条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙はこの契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第 22 条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、又は知事、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第 23 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第 24 条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、適正な労働条件の確保に関する特記事項（別記）を守らなければならない。

(賠償の予約)

第 25 条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、作業料の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。作業事務が完了した後も同様とする。

- (1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 1 項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(遅延利息)

第 26 条 乙は、この契約に基づく違約金又は賠償金を甲の指定する期限までに支払わないときは、当該期限の翌日から支払までの日数に応じ、当該未納額につき、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第 27 条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第 14 条第 1 項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前 2 項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は、適用があるものとする。

（帳簿の備付け）

第 28 条 乙は、当該作業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

（管轄裁判所）

第 29 条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（補則）

第 30 条 この契約に定めのない事項については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号

兵庫県警察本部

本 部 長 小 西 康 弘 印

乙

## 誓 約 書

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記 1 又は 2 に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記 1、2 及び 3 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県警察本部長 様

所 在 地  
会 社 名  
代表者職氏名  
電 話 番 号  
メールアドレス

## 別記

### 適正な労働条件の確保に関する特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

#### (受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

#### (特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

#### (労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものと

する。

- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置）

- 第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
  - 3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
  - 4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

- 第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

（損害賠償）

- 第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（違約金）

- 第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第 1 関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

## 誓 約 書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

### 記

#### １ 契約名

総合的画像情報伝送システムの中継所に設置されているレドーム取換作業

#### ２ 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が 200 万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県警察本部長 様

所 在 地  
会 社 名  
代表者職氏名  
電 話 番 号  
メールアドレス

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）